

川越市週休2日制適用工事要領（建築工事）

新旧対照表

（傍線の部分は改正部分）

新（改正後）	旧（現行）
（定義） 第2条 この要領において「適用工事」とは、<u>「現場閉所型」又は「交替制」により週休2日の実施に取り組む工事の総称（類似する取組も含む）</u>をいう。 2（略） 3 この要領において「現場閉所型」とは、対象期間において、現場閉所（現場休息）による週休2日に取り組む方式をいう。 (1)（略） (2)（略） (3)（略） (4)（略） (5)（略） (6)（略） (7)（略） 4 この要領において「交替制」とは、対象期間において、技	（定義） 第2条 この要領において「適用工事」とは、<u>「週休2日制適用工事（現場閉所型）（以下、適用工事（現場閉所型）という。）」及び「週休2日制適用工事（交替制）（以下、適用工事（交替制）という。）」</u>をいう。 2（略） 3 この要領において「<u>適用工事（現場閉所型）</u>」とは、対象期間において、現場閉所（現場休息）による週休2日に取り組む方式をいう。 (1)（略） (2)（略） (3)（略） (4)（略） (5)（略） (6)（略） (7)（略） 4 この要領において「<u>適用工事（交替制）</u>」とは、対象期間に

新（改正後）	旧（現行）
術者、技能労働者及び現場代理人が交替しながら週休2日に 取り組む方式をいう。 (1) (略) (2) (略) (3) (略) (4) (略) （対象とする適用工事） 第3条 適用工事は、原則全ての工事を対象とする。 ただし、次に掲げる工事のほか、<u>「現場閉所型」及び「交替 制」</u>のいずれも困難な工事は、適用工事としないことも可能 とする。 (1) 緊急復旧工事（緊急随契を行うような工事） (2) 対象期間が1 <u>週間</u>未満の工事 <u>（多様な働き方の取扱い）</u> 第4条 <u>受注者が、1年単位の変形労働時間制（＊）の活用等 により、当該工事における週休2日の確保と同等の休日等を 契約工期外に含めて設定し、契約工期内において所定の休日 を確保した場合は、週休2日に類似する取組として、当該工 事において週休2日を達成したものとみなす。</u> <u>＊1年単位の変形労働時間制とは（労働基準法第32条の4）</u>	において、技術者、技能労働者及び現場代理人が交替しながら 週休2日に取り組む方式をいう。 (1) (略) (2) (略) (3) (略) (4) (略) （対象とする適用工事） 第3条 適用工事は、原則全ての工事を対象とする。 ただし、次に掲げる工事のほか、<u>適用工事（現場閉所型） 及び適用工事（交替制）</u>のいずれも困難な工事は、適用工事 としないことも可能とする。 (1) 緊急復旧工事（緊急随契を行うような工事） (2) 対象期間が1 <u>箇月</u>未満の工事 <u>（発注方式）</u> 第4条 削除

新（改正後）	旧（現行）
<u>労使協定を締結することにより、1箇月を超え、1年以内の期間を平均して、1週間当たりの労働時間が40時間を超えないことを条件として、繁忙期に長い労働時間を設定し、閑散期に短い労働時間を設定するなど、年間を通じて労働時間を効率的に配分することで、総労働時間の短縮を図ることを目的とした制度。</u> （適正な工期の確保） 第5条 公共建築工事における工期設定の基本的な考え方等に基づき、全体工期のしわ寄せがないよう設備工事の適正な施工期間を確保するなど適正な工期を設定する。 2（略） <u>（実施方法）</u> 第6条 発注者は、適用工事の発注に当たっては、別記「入札公告等、特記仕様書への「週休2日制適用工事」である旨の明示」に基づき入札公告等に明示する。 <u>2 受注者は、週休2日を前提とする施工計画書及び工程表を提出する。なお、分離発注工事の受注者は、受注者間で協力し、工事の進捗に影響が出ないよう現場休息の予定日を調整</u>	（適正な工期の確保） 第5条 公共建築工事における工期設定の基本的な考え方等に基づき、全体工期のしわ寄せがないよう設備工事の適正な施工期間を確保するなど適正な工期を設定する。<u>また、不履行時の工期末における変更手続きに要する期間を考慮するものとする。</u> 2（略） <u>（積算方法等）</u> 第6条 削除

新（改正後）	旧（現行）
<u>する。</u> <u>3 対象期間中は、以下のとおり対応するものとする。</u> <u>(1) 発注者は、休日に作業が生じるような指示は行わないとともに、受注者からの協議等には、川越市ワンデーレスポンス実施要領（平成２８年４月１日施行）に基づく円滑な実施に努める。</u> <u>(2) 受注者は、週休２日の確保について、下請負人を指導する。</u> <u>（監督員への報告）</u> <u>第７条 受注者は、工事完成時に「週休２日制適用工事取組報告書（様式第１号）」により適用工事の実施状況を監督員に報告する。</u> <u>（工事成績評定）</u> 第８条 工事成績評定における加点は行わない。また、履行できなかった場合においても、減点しないものとする。ただし、提出された工程表が明らかに週休２日に取り組む姿勢が見られなかった場合は、工程管理の考査項目において休日の確保が行われていないものとして評価する。	<u>（実施方法）</u> <u>第７条 削除</u> <u>（工事成績評定）</u> 第８条 工事成績評定における加点は行わない。また、履行できなかった場合においても、減点しないものとする。ただし、<u>通期の週休２日が達成できなかった場合や、提出された工程表が通期の週休２日の取得を前提としていないなど、明らかに週休２日に取り組む姿勢が見られなかった場合は、</u>工程管理の考査項目において休日の確保が行われていないものとして評価する。

新（改正後）	旧（現行）
附 則 この要領は、令和３年４月１日から施行する。 附 則 この要領は、令和６年４月１日から施行する。 ただし、本要領の施行日以前に公告した工事及び契約済みの工事においても、受発注者間の協議により適用することができる。 附 則 この要領は、令和６年１１月１日から施行する。 附 則 この要領は、令和８年１月２０日から施行する。 <u>附 則</u> <u>この要領は、令和８年１０月１日から施行する。</u>	附 則 この要領は、令和３年４月１日から施行する。 附 則 この要領は、令和６年４月１日から施行する。 ただし、本要領の施行日以前に公告した工事及び契約済みの工事においても、受発注者間の協議により適用することができる。 附 則 この要領は、令和６年１１月１日から施行する。 附 則 この要領は、令和８年１月２０日から施行する。 <u>別表（第６条関係） 削除</u>

新（改正後）	旧（現行）
別記「入札公告等、特記仕様書への「週休２日制適用工事」である旨の明示」 <入札公告> 1 入札対象工事 (5)その他 本工事は「週休２日制適用工事」の対象工事である。 <特記仕様書> ・週休２日制適用工事 本工事は「週休２日制適用工事」の対象工事である。実施は、川越市週休２日制適用工事要領（建築工事）（令和〇〇年〇〇月〇〇日施行）によるものとする。要領は、川越市総務部技術管理課ホームページで確認のこと。 川越市総務部技術管理課ホームページ https://www.city.kawagoe.saitama.jp/sangyo/nyusatsu/1011724/1011747.html	別記「入札公告等、特記仕様書への「週休２日制適用工事」である旨の明示」 <入札公告> 1 入札対象工事 (5)その他 本工事は「週休２日制適用工事<u>（※）</u>」の対象工事である。 <特記仕様書> ・週休２日制適用工事 本工事は「週休２日制適用工事<u>（※）</u>」の対象工事である。実施は、川越市週休２日制適用工事要領（建築工事）（令和〇〇年〇〇月〇〇日施行）によるものとする。要領は、川越市総務部技術管理課ホームページで確認のこと。 川越市総務部技術管理課ホームページ https://www.city.kawagoe.saitama.jp/sangyo/nyusatsu/1011724/1011747.html <u>※ 発注方式により、「現場閉所型」もしくは「交替制」を記入。</u>